



日本共産党 品川区議会議員 区政報告 のだて 稔史

事務所：品川区豊町6-2-1 TEL：03-3786-6674
区議控室：品川区広町2-1-36 TEL：03-5742-6818

区政報告について
ご意見、ご要望を
お寄せください。



来年度予算で実現

四中跡地活用ワークショップ、パートナーシップ制度など

繰り返し提案し実現

2月21日から予算区議会が始まり、来年度の予算案が示されました。その中には共産党区議団が求めてきた施策がいくつか盛り込まれました。（詳細は裏面）

荏原四中跡地の本格活用について活用方法や検討会を設置する進め方等繰り返し提案してきました。

今回、ワークショップや基本方針策定委員会を設置する予算が示されました。

今度は区の思惑通りの方針にす

パートナーシップ制度とは？

同性同士の婚姻が法的に認められていない日本で、自治体が独自にLGBTなどの性的少数者のカップルに対して「結婚に相当する関係」とする証明書を発行し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度

るのではなく住民要望を反映するものにしていくことが必要です。

LGBTなどの性的少数者のカップルが区営住宅に入居できないことや職員の結婚休暇のしくみがないうこと等を取り上げパートナーシップ制度の実施を求めてきました。

今回、都の制度を活用し、区営住宅の入居ができるようになるなど、一歩前進しました。

新区長の姿勢

前進したものもありますが、全体として前区長の継承・発展の姿勢はそのままです。

羽田新ルートは容認姿勢。戸越公園駅前再開発に予算を22億円計上など再開発を推進。区長の姿勢を示す施政方針演説では物価高など区民の苦しい生活の姿がありませんでした。

これを転換し、暮らしを支える区政にするために全力をあげます。

のだて稔史プロフィール

1985年品川区生まれ、37歳。八潮北小、八潮中、都立雪谷高校、東洋大学工学部建築学科卒。建築設計事務所で6年間働く。2015年4月初当選。戸越5丁目在住。家族は両親と兄。シブリ映画、バドミントン、テニスが好き。

来年度実施へ示されたもの（抜粋）

- ①旧荏原四中跡地の活用検討：ワークシヨップ、基本方針策定委員会設置、予算1100万円
- ②既存区有施設における太陽光発電設備設置推進：予算1.3億円
- ③東京都・パートナーシップ制度の活用、男女共同参画推進条例検討：予算約2000万円
- ④認知症高齢者・障害者グループホームの増設へ、公有地や民有地等を洗い出し
- ⑤高齢者の補聴器購入費助成事業：上限3.5万円、非課税者、7月～、予算355万円
- ⑥子ども・若者応援フリースペースの緊急対応スタッフ増員
- ⑦子どもの医療費18歳まで無料化：4月～、予算2.7億円
- ⑧第2子保育料無償化：認可保育園。認証も同程度助成、4月～
- ⑨妊娠届け出時、出産時に5万円分の応援ギフト支給：予算3.9億円
- ⑩帯状疱疹ワクチン助成：50歳以上、生ワクチン5000円／回、不活化ワクチン1万円／回、7月～、予算4500万円
- ⑪踏切への視覚障害者誘導用ブロック整備
- ⑫セーフティーネット住宅家賃低廉化補助：月4万円上限（所得15.8万円以下）
- ⑬小中学校給食費無償化：予算13.4億円

介護費用が軽くなる方法③

認知症の人は障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）を取れる可能性があります。

チェックリストの複数の項目に当てはまる時は、かかりつけの医療機関に相談してください。

障害者手帳は申請が必要です。近くの保健センターで申請できます。医師に診断書を書いてもらい提出して下さい。かかりつけ医が診断書を書けない場合は、厚生労働省が指定する精神保健指定医を紹介してもらいましょう。

手帳があれば所得税・住民税などの控除が受けられ負担を軽くできます。また、所得135万円以下の方は住民税が非課税になります。住民税が非課税になると、医療・介護の負担上限額などが下がります。

交通料金の運賃が安くなったり、障害者医療費助成や特別障害者手当などを受けられたりする場合があります。

手帳は2年毎に更新が必要です。

認知症の人の日常生活のチェックリスト

（注）認知症と診断されてから6か月以上経過していること。認知症の人が1人で生活した場合を想定し、できない時にチェックして下さい。

- バランスのとれた食事を準備し、たべられますか
- 洗面、入浴、着替え、掃除など身の回りをきれいに保ち、身だしなみが整えられますか
- 金銭管理や日常的に不自由なく買い物ができますか
- 医師の指示通りの通院や服薬ができますか
- 家族や知人、ご近所の方と適切な意思伝達や日常的な交流、トラブルなく過ごすことはできますか
- 身の安全保持や、事故・災害から自分で判断して身を守ることができますか
- 社会的手続きや一般の公共施設の利用はできますか
- 社会の動きや今まで好きだったことへの関心はありますか。文化的社会的活動への参加はできますか

無料
法律相談

3月14日（火） 午後6時～8時

会場：のだて稔史事務所 豊町6-2-1

お気軽にご相談下さい。弁護士と一緒にお話を伺います。

できるだけ事前にご連絡下さい。Tel 3786-6674

日本共産党